

千葉県と共立女子大学・共立女子短期大学との就職支援に関する協定書

千葉県（以下「甲」という。）と共立女子大学・共立女子短期大学（以下「乙」という。）とは、乙の学生の千葉県内への就職活動の支援及び県内企業の人材確保を支援するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力して、学生に対し千葉県内の企業情報等を提供するなど就職活動を支援することにより、学生の千葉県への UIJ ターンと地元就職・定着を促進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携・協力する。

- (1) 学生に対する UIJ ターンや地元就職・定着に係るイベント情報等の周知に関すること。
- (2) 学生に対する千葉県内企業の求人や事業活動等の周知に関すること。
- (3) 学生及び保護者向けの説明会等の開催に関すること。
- (4) 学生のインターンシップの支援に関すること。
- (5) UIJ ターンや地元就職・定着に係る実績及び意向の把握、調査に関すること。
- (6) その他、学生の UIJ ターンや地元就職・定着の促進に関すること。

（協定の見直し等）

第3条 甲と乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとし、甲又は乙のいずれかから、内容の変更を申し出たとき、又は、本協定に定めのない事項等が生じたときは、その都度協議の上、定めるものとする。

（情報保護）

第4条 甲と乙は、この協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、この協定の期間中及びこの協定の終了後も第三者に対し開示し、

又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合、又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から当該年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の 30 日前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合、本協定は更に1年更新されたものとし、その後も同様とする。

（疑義の協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両代表者の記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年3月6日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県

千葉県知事 森田 健作



乙 東京都千代田区一ツ橋二丁目2番1号
共立女子大学・共立女子短期大学

学長 川久保 清

